英国の労働健康安全制度について

2020 年 4 月改訂·更新版

中央労働災害防止協会技術支援部

国際課

2020年4月

このたび、2018年4月5日に、当国際課ホームページに掲載しました「英国の労働安全衛生制度」について、

- ① 英国の国情等に関して我が国外務省が2020年(令和2年)3月15日に更新した資料等、
- ②英国の労働災害統計について公表されている最新のデータは、グレートブリテンにおける労働災害統計の 2018/19 版の要約版(Health and safety at work, Summary statistics for Great Britain)であるので、この統計を収載しました。
- ② 英国における労働健康安全関係法令の概要については、関連するウェブサイト等に改めて当たって最新の状況(「労働健康安全法」 (Health and Safety at Work etc. Act 1974。略称「HSWA」)の 2015 年における自営業者に係る改正の内容(規制緩和法 (Deregulation Act 2015)により、自らと第3者に対して取るべき危険有害防止措置の義務が、一部の業種に限定されることとなり、2018年3月28日までに施行されることとなりました。)を含みます。)に更新しました。
- ④英国における労働健康安全を所管する行政機関等については、関連するウェブサイト等に改めて当たって最新の記述に基づいて更新しま した。
- ⑤今までに紹介した以外の健康安全機関、団体等の組織、活動等については、関連するウェブサイト等に改めて当たって最新の状況を確認 しました。
- ⑥参考資料については、関連するウェブサイトの最新のアドレスを確認する等して更新しました。